



SDGsとジェンダー

最近メディアなどでSDGsという“アルファベット略語”を見る機会が多くなりませんか。

SDGs は、2015年9月の国連サミットで採択されたSustainable Development Goals (持続可能な開発目標)で、17のゴール (目標) と169のターゲット (具体的指標) が含まれています。私はこれを、危機感を持って“ホモサピエンス (地球上で唯一のヒト属) が生き延びるために必要な目標”と考えております。

2000年国連はより安全で豊かな世界づくりのために2015年までのミレニアム開発目標 (MDGs) をまとめ、世界の飢餓や貧困、ジェンダー、疾病等の問題に取り組みました。その成果を踏まえ、環境保護や、平和と人権の保証を実現しながら、人々のニーズを満たし、経済変化に対応し、“誰一人として置き去りにしない” ために考えられたグローバルな目標がSDGsです。2030年までの15年間の目標で、日本でも企業の取り組みを先頭に教育機関や自治体などに活動が広がってきています。

ウィルあいち交流ネット参加グループ



● (生存) 1.貧困 2.飢餓 3.健康と福祉 4.教育 5.ジェンダー平等

● (生活、社会・経済活動)

6.トイレ7.エネルギー8.働きがい・成長

9.産業・イノベーション 10.不平等 11.都市 12.生産・消費

● (地球) 13.気候変動 14.海洋資源 15.陸上資源

● (人のつながり) 16.平和 17.パートナーシップ

SDGsの17目標と169ターゲットを見てみると、今世界にどのような問題があるのか、またそれらが相互にどのように関連しているのかが良く分かります。さらに問題の根源がどこにあるのかが見えてくるように思われ、つくづくと考えさせられます。

たとえば、第5目標ジェンダー平等はMDGsから引き継がれ、女性への差別や有害な慣行の撤廃、経済資源や社会政治に対するに同等の権利、ICT(情報・通信技術)などの能力強化等の9ターゲットが含まれております。とかく発展途上国の女性の問題と見過ごされていますが、世界男女格差指数ランキング 110位の日本にとっても重要な課題です。

それ以上に「ジェンダーに関する問題の根源は『歴史的価値観を転換する必然性』にあり、第5目標はSDGsの根幹に関わる」と私は思います。狩猟採集の時代から農作が始まって集落が国に変わる時機に重要となった「闘う力」により、人の世界は男性が支配するようになりました。しかし、もし、これまでに無かったジェンダー平等の社会が実現すれば、世界の価値観は大きく変わり、平和でより環境に優しい時代が到来することが期待できます。「女性の活躍」が単に現在の社会における労働力の補完ではなく、真に「女性の声」が強く美しく響く社会を作り、SDGsの目標を達成して、ヒトが「青い地球」の上に生き残られるようにすることを願って止みません。

*さわらび会
*メンズリブ名古屋
*女性学'98の会
*メディアの会かたつむり
*ウィル10
*グループ・キートス
*2000女性学の会
*ウィル2000
*I. W. L
*ウィル・ミニ・ボックス
*ウィルD o 2002
*平成いちご会
*きらら2005
*サーティネット '05
*ベリーズ18
*Step07
*トライアングル '08
*Fem.'09
*Amelie' 10
*なでしこAICHI
*A I C25
*ウィルウィル14
*ひかるよ '15
*カクラ・カクラ16
*そだね2017

(設立順)

ウィルあいち交流ネットとは…

ウィルあいちセミナー等の受講修了生による自主活動グループで組織された団体です。

「子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正」を受けて

1. 子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正

子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行（平成26年1月19日）から5年が経過し、超党派の「子どもの貧困対策推進議員連盟」を中心に議論がなされました。こうした議論を受け、より一層子供の貧困対策を推進するため、第198回国会にて改正法案が全会一致で成立しました。

今般の改正においては、子供の「将来」だけではなく「現在」に向けた子供の貧困対策を推進すること、各施策を子供の状況に応じ包括的かつ早期に講ずること、貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえる等、目的及び基本理念の充実が図られたほか、市町村に対する子供の貧困対策計画の努力義務が規定されています。

また、「子供の貧困対策に関する大綱（閣議決定）」に記載される施策について、「生活の安定に資するための支援」「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」等、趣旨の明確化が図られています。

これらの内容からなる改正子どもの貧困対策推進法が9月7日に施行されました。

2. 新たな大綱の策定

さらに、政府においては、昨年11月の「子どもの貧困対策会議」の決定も受け、今年度中に新たな「子供の貧困対策に関する大綱」を策定するよう検討を進めています。

昨年12月からは、「子供の貧困対策に関する有識者会議」で6回にわたって密度の濃い議論を行っていただき、結果、8月7日に同会議としての提言「今後の子供の貧困対策の在り方について」が公表されました。この提言は、子供を第一に考え、社会全体で課題を解決していくという同会議の構成員の思いが反映されており、新たな大綱に向けた施策の方向性として以下の視点が示されています。親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援地方公共団体による取組の充実支援が届かない、又は届きにくい子供・家庭への支援提言も踏まえながら、新たな大綱を早急に策定できるよう取り組んでまいります。

内閣府子供の貧困対策推進室

子どもの貧困対策の推進に関する法律

平成25年6月法律第64号
令和元年6月19日公布（令和元年法律第41号）改正

目的・基本理念

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困対策を総合的に推進する。

基本理念

- ・社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されること
- ・子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずること
- ・背景に様々な社会的な要因があることを踏まえること
- ・国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行うこと

子どもの貧困対策を総合的に推進する枠組み

国	・子どもの貧困対策を総合的に策定、実施 ・子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）において「子供の貧困対策に関する大綱（閣議決定）」を策定 ※子どもや保護者等関係者の意見を反映させるための措置を講ずる
都道府県	・地域の状況に応じた施策の策定、実施 ・都道府県計画策定 ※努力義務、大綱を勘案
市町村	・地域の状況に応じた施策の策定、実施 ・市町村計画策定 ※努力義務、大綱及び都道府県計画を勘案

【附則第2項】

政府は、この法律の施行後5年を目途として…必要であると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

大綱記載事項

基本的な方針	
子どもの貧困に関する指標 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、 生活保護世帯に属する子どもの専修学校進学率・大学進学率 等	
教育の支援	生活の安定に 資するための支援
保護者に対する職業生活の安定と 向上に資するための就労の支援	経済的支援
調査及び研究	検証及び評価その他の 施策の推進体制

内閣府 共同参画より

【編集後記】 インフルエンザが流行っているそうです。移らないように早めの対策を。

S. I

編集発行：ウィルあいち交流ネット

編集協力：（公財）あいち男女共同参画財団